

平成27年1月より

相続税の基礎控除が縮小されます

【例：相続者が3人の場合】

現行 単位：万円	8,000万円			
	5,000	1,000	1,000	1,000

5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)

改正後 単位：万円

4,800万円

	3,000	600	600	600
--	-------	-----	-----	-----

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数)

平成27年1月以降に課税される差額

3,200万円

税金対策  
考えなくちゃ!

税金対策になって、孫たちのためにもなるんだね

# 1,500万円が非課税になる 教育資金の一括贈与

平成27年12月未まで

期間限定

しっかり勉強あるね!

ありがとう!

5 学費の支払い

6 領収書受領

非課税対象は受贈者が30歳に達するまでです。その時点において教育費に充てられなかった額は贈与税の課税対象となります。

学校等の教育費 限度額 1,500万円

※そのうち学校等以外の教育費 限度額 500万円

贈与対象期間：平成27年12月31日まで  
(口座開設の手続きは平成27年12月30日まで)

【学校等の教育費】

学校等に直接支払う入学金、授業料等の金銭のうち、領収証等(支払いの事実を証するもの)が発行される費用です。

【学校等以外の教育費】

学習塾や習い事等の「謝礼」「月謝」「会費」「講習料」等の名目で直接支払う金銭のうち、領収証等が発行される費用です。

贈与者  
祖父母等  
(直系尊属)

1 贈与契約

受贈者  
30歳未満の子・孫等  
(直系卑属)

2 教育資金の贈与

お孫さま(お子さま) 一人に対して1,500万円(限度額)が非課税で一括贈与できます!

節税対策完了!



4 教育資金非課税  
申告書の提出



3 口座開設  
お預入れ

7 領収書提出

8 預金の引出し



あら、一石二鳥!

詳細は……

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

文部科学省ホームページ「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」

## 昭和信用金庫 お取扱いの ポイント

- 口座開設手数料無料(当金庫で年金をお受取りの方)\*
- 贈与契約書作成をお手伝い
- 口座より直接振込み払いが可能

### 専用口座「しあわせのボタン」の概要

対象となる方	30歳未満の個人のお客さま(祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金贈与を受けられる方) この口座は、お孫さま等1人につき1金融機関かつ1営業店に限定されます
お預入れ金額	1円以上1,500万円以下(1円単位)
口座開設 取扱い期間	平成27年12月30日(水)まで
対象となる預金	普通預金(教育資金非課税措置の適用を受けるための専用口座)
口座開設	昭和信用金庫全店舗にてお申込みいただけます ※キャッシュカードは発行できません
お預入れ方法	1,500万円以内であれば、口座開設店舗の窓口のみ、追加でお預入れいただけます
お引出し方法	口座開設店舗の窓口のみ、随時お引出し・お振込みいただけます(領収書等のご持参が必要となります)
手数料	口座開設時、事務取扱い手数料として5,250円(税込)が必要となります*
利子課税	支払利息には、20%(国税15%、地方税5%)(注)の税金が課税されます(マル優は利用できません) 注：平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります
中途解約	原則として中途解約はできません

\*贈与者が当金庫にて公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)をお受取りまたは58歳以上で将来の公的年金口座をご指定いただいた方は、無料となります。

### ご留意点

#### お申込み時

- 口座開設より2ヶ月以内に贈与された資金をお預入れいただく必要があります。
- 本口座にお預入れいただいた資金は、お預入れ時点で贈与が発生し、受贈者であるお孫さま等の財産となりますので、以降の祖父母さま等からの払戻しには応じられません。
- 贈与契約を取消することはできません。

#### 払出し時・解約時

- 原則、教育費以外のお引出しはできません。
- 領収書の発行日より1年経過後のお引出しはできません。
- 下記のいずれかに該当した場合、教育資金専用口座は終了します。その場合、口座を解約いただく必要がございます(通常の普通預金口座としてご利用になることはできません)。
  - ・受贈者(お孫さま等)が30歳になった時
  - ・受贈者(お孫さま等)が亡くなられた時
  - ・残高が0となり、預金者と当金庫の間で契約終了の合意があった場合

### 口座開設手続きに必要な書類等

	祖父母さまなど	お孫さまなど
ご資金	<input type="checkbox"/>	—
ご印鑑*1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
戸籍謄本等*2	—	<input type="checkbox"/>
本人確認書類*3 (運転免許証、保険証など)	—*4	—*4
贈与契約書	—	<input type="checkbox"/> *5
教育資金非課税申告書	—	<input type="checkbox"/> *6

- \*1 シャチハタ印でのお手続きはできません
- \*2 祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることがわかる、それぞれのお名前が入ったものが必要となります。
- \*3 運転免許証、各種健康保険証、住民基本台帳カード(写真付き)、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳のいずれかをご用意ください。
- \*4 昭和信用金庫とのお取引がない場合等、本人確認書類が必要となります。
- \*5 ひな型をご用意し、当金庫で作成のお手伝いをいたします。
- \*6 用紙は当金庫にもご用意してあります。

平成25年12月2日現在